

住民基本台帳ネットワークシステム 第一次サービスがスタートします

平成十一年八月に改正住民基本台帳法が公布され、住民基本台帳ネットワークシステムの稼働へ向けて準備が進められておりましたが、全国の市町村でのテストを終え第一次稼働が始まります。

住民基本台帳ネットワークシステムってなに？

住民の居住関係の公証、つまり住民票の交付や選挙人名簿の登録など、住民に関する事務の基礎となる「住民基本台帳」のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認を行うための仕組みです。このシステムにより高度情報化社会に対応した住民サービスの向上、国や地方を通じた行政事務の効率化を図るものです。

何が便利になるの？

年金や恩給を受給されている方は、毎年自分の誕生日に現況届を社会保険庁等へ提出しておりましたが、これが不要となります。また労災保険や雇用保険の受

給手続き、建築士等の免許取得、パスポートの申請や不動産の登記などにも、住民票を添付しておりましたが、順次準備が整いしたい、これも不要となります。

このように法律で定められた行政事務に限って、氏名・住所・生年月日と性別及び住民票コード・付随情報の六つが本人確認情報として提供されることとなります。この情報は町から県そして指定情報処理機関へと専用回線を使って送られ、国の行政機関へと提供されます。

各行政手続きに住民票の写しがいりなくなります。



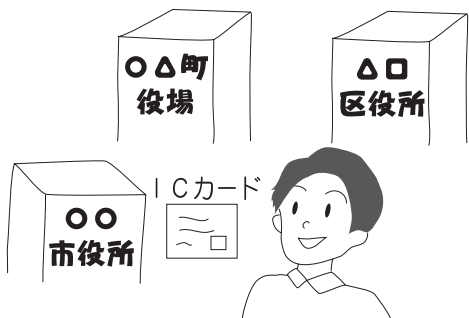
住民票がどこでももらえる

(十五年八月より)

これまで自分の住所を登録している市町村でしか住民票の交付が受けられませんでした。住民基本台帳カードの交付を受けていれば来年の八月からは全国どこでも可能となります。(このカードは有料で、希望する方に交付します。)

二ツ井町から能代市内へ勤めている方は能代市でもらったり、また出張や旅行ついでに東京で住民票の交付を受けることもできます。

どこでも交付を受けられます



また住所を異動される時、これまでの前の住所地で転出証明書の交付を受けてから、新住所地で転入届をしなければなりませんでしたが、このカードを提示することにより、どちらか一方の市町村で手続きができることになりました。

ICカードがあれば引越の届出が1回で済むようになります。



個人情報の保護は万全ですか？

このシステムの運用にあたって最も重要な課題として、個人情報の保護があります。技術面だけでなく運用面でも万全な措置を講じているほか、総務省では

「住基ネットセキュリティ基準」を告示し関係機関に十分な個人情報の保護措置を講ずることを義務づけています。これにそって当町では、操作する職員を限定し関係職員にこれまで以上の守秘義務を課すとともに、法律で定められた目的以外の利用や、民間企業での住民票コードの利用も禁止しています。

住民票コードを各世帯に通知

住民基本台帳ネットワークシステムからの情報を正確・迅速に取り出すために使用する住民票コードは、個人ごとの住民票に記載される十一ケタの番号です。町では世帯ごとにまとめ八月五日以降に封書で郵送します。このコードは、行政機関への各種届出・申請の際に求められることがありますが、町から大切に保管してください。

なお住民票コードは、届出によって変更することができます。

問い合わせ先

町民課町民係
(庁舎一階 番窓口)
73 2114